

# 第48回 滋賀県芸術文化祭参加事業募集要項

「滋賀県芸術文化祭」は、県民の皆さんに、日ごろの文化芸術に関する創作活動の成果を発表していただき、また、優れた文化芸術に親しみ鑑賞していただくため毎年開催し、今年で48回目を迎えることとなりました。

第48回滋賀県芸術文化祭を県民みんなのものとし、文化芸術活動をより一層推進するため、芸術文化祭に参加される事業を募集します。

参加承認された公演や行事は、あらゆる機会に広く県民の皆さんにお知らせします。また、コンクール形式の催し物については、その催しのなかで優れたものとして選ばれた作品や公演に対し、滋賀県芸術文化祭実行委員会から芸術文化祭奨励賞を授与します。

## 1. 開催期間

平成30年8月26日(日)～平成30年12月31日(月)

## 2. 主 催

滋賀県、滋賀県教育委員会、滋賀県芸術文化祭実行委員会  
公益財団法人びわ湖芸術文化財団

## 3. 参加部門および種目

滋賀県芸術文化祭の参加事業は、次に掲げる部門および種目とします。

- |             |  |
|-------------|--|
| (1) 美 術     | 日本画、洋画、版画、彫刻、工芸、書、写真など                 |
| (2) 音 楽     | オーケストラ、吹奏楽、合唱、オペラなど                    |
| (3) 演 劇     | 新劇、児童劇、人形劇、ミュージカルなど                    |
| (4) 洋 舞     | バレエ、モダンダンスなど                           |
| (5) 文 芸     | 小説、随筆、詩など                              |
| (6) 伝 統 芸 能 | 詩吟、邦楽、能、狂言、日本舞踊など                      |
| (7) 伝 統 文 化 | 華道、茶道など                                |
| (8) メディア芸術  | 映画、アニメーションなど                           |
| (9) 文 化 一 般 | (1)から(8)までのうち2部門以上にわたるものや、講演会、シンポジウムなど |

## 4. 参加基準

参加事業は次の条件をすべて満たすもので、実行委員会が承認した事業とする。

- (1) 滋賀県芸術文化祭の趣旨に沿うものであること。
- (2) 事業が一般の人に公開されるものであること。
- (3) 興行を主たる目的としないものであること。
- (4) 政治的、宗教的目的を有しないものであること。

## 5. 参加申込の方法

芸術文化祭参加事業申込書および総合パンフレット掲載原稿に必要事項を記入の上、6月29日(金)(必着)までに、郵送、メール等で下記あて申し込んでください。

なお、記入にあたっては別紙「記入の仕方」を参考にしてください。

また、参加事業申込書と併せて総合パンフレット掲載原稿も提出してください。

<送り先> 〒520-0806 大津市打出浜 15-1

公益財団法人びわ湖芸術文化財団 地域創造部内

滋賀県芸術文化祭実行委員会事務局

[TEL 077-523-7146] [FAX 077-523-7147]

[メールアドレス geibunsai@biwako-arts.or.jp]

※参加事業申込書、事業実施報告書、総合パンフレット掲載原稿は財団ホームページからダウンロードできます。(http://www.biwako-arts.or.jp/rd/about/shiga\_art/)

## 6. 参加承認の通知

申し込みのあった参加事業については、滋賀県芸術文化祭実行委員会がその内容を審査し、その結果を申込者に通知します。

## 7. 参加が承認された場合

承認通知のあった参加事業については、下記のことを守ってください。

- (1) ポスター、プログラム、看板等に「第48回滋賀県芸術文化祭参加事業」である旨および【「文化で滋賀を元気に！プロジェクト」シンボルマーク】の記載をしてください。(シンボルマークの画像データが必要な場合はご連絡ください。)
- (2) **事業終了後1か月以内**に、別紙「芸術文化祭参加事業実施報告書」に事業関係の資料を添付し、滋賀県芸術文化祭実行委員会事務局に提出してください。
- (3) 「beyond2020プログラム」の認証申請について(別紙)

国等は、東京オリンピック・パラリンピックが開催される2020年以降を見据え、日本の強みである地域性豊かで多様性に富んだ文化を活かし、成熟社会にふさわしい次世代に誇れるレガシーを創り出す文化プログラムを「beyond2020プログラム」として認証し、日本全国に展開しています。滋賀県芸術文化祭参加事業においても、すべての人が参画できる社会に向け、beyond2020の理念を共有する目的で、認証申請を推進しています。昨年度、第47回滋賀県芸術文化祭において参加事業224の内66事業が認証を受けていただきました。今年度も昨年を上回る認証申請を目指しています。

認証申請手続等は、参加事業承認確定後の7月中旬に事務局で行います。認証された事業は、印刷物等に「beyond2020プログラム」ロゴマークの記載ができます(ロゴマークの画像が必要な場合はご連絡ください)。以下のいずれかの要素を付加することが認証の要件となります。

- ・障害者にとってのバリアを取り除く取組(例えば、車いすでの利用に配慮した会場であること等)
- ・外国人にとっての言語の壁を取り除く取組(例えば、外国語パンフを発行する等)

認証事業は全て beyond2020プログラムサイトの他に Culture NIPPON に掲載されます。

<http://www.culture-nippon.go.jp>

なお、「beyond2020」の認証申請を希望されない場合は、芸術文化祭参加事業申込書の「beyond2020の認証申請を希望しない」チェック欄にレ点をご記入のうえ必要項目にご回答ください。

## 8. 芸術文化祭奨励賞の交付

コンクール形式による事業については、その事業のなかでの審査の結果、優れたものとして選ばれた作品や公演に対し、滋賀県芸術文化祭実行委員会から「芸術文化祭奨励賞」(賞状)を交付します。

なお、「芸術文化祭奨励賞」(賞状)は、滋賀県芸術文化祭実行委員会事務局(びわ湖ホール内)または県立文化産業交流会館まで受け取りに来てください。

## 9. その他

滋賀県または滋賀県教育委員会の「後援名義の使用」を希望される場合には、この「参加事業申込」とは別に、申請手続きが必要ですのでご留意ください。